

2009年 4月 8日  
民主党『次の内閣』閣議

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の  
一部を改正する法律案（法案及び参考資料）

1. 産廃特措法の概要（現行法）
2. 産廃特措法の一部を改正する法律案の概要（改正案）
3. 産廃特措法延長のポイント

<資 料>

1. 産廃特措法に基づき実施計画に環境大臣が同意した事案の進ちょく状況等
2. 産廃特措法に関する各自治体（産廃特措法適用対象となった自治体）担当者の意見について（未定稿）

（2009年4月14日 衆議院提出）

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）の概要

◇背景◇

過去（廃棄物処理法の平成9年改正法施行前（平成10年6月16日以前））に不適正処分された産業廃棄物



- ・生活環境の保全上の支障が長期間にわたって発生
- ・産業廃棄物に関する不信感の象徴であり、循環型社会の形成の阻害要因

時限法（10年間）による財政支援等により、早期に問題解決を図る必要

○基本方針の策定（環境大臣）

平成24年度までの間に支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を策定  
 ・環境大臣は、関係行政機関の長に協議

○実施計画の策定（都道府県又は廃棄物処理法政令市）

基本方針に即して、当該都道府県等の区域内における支障の除去等の実施に関する計画を策定  
 ・都道府県等の環境審議会及び関係市町村の意見を聴取  
 ・環境大臣に対して協議（環境大臣は同意の際に総務大臣と協議）

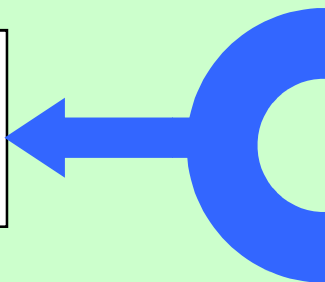
○特定支障除去等事業の実施（都道府県又は廃棄物処理法政令市）

都道府県等が実施計画に基づく支障除去等事業について、自ら支障の除去等を実施

特定支障除去等事業に要する費用について国庫補助（H17年度大臣同意分まで）

交付税措置

起債の特例



○平成15年6月18日公布、施行  
 ○平成25年3月31日失効（10年間の時限立法）

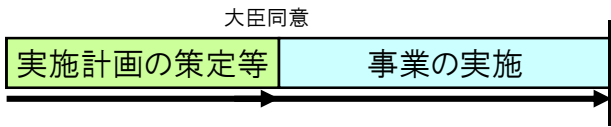
# 産廃特措法の一部を改正する法律案の概要

## 1. 産廃特措法の延長

《改正案》本法の失効を、「平成二十五年」から「平成三十五年」に延長する。  
 ※環境大臣が定める基本方針についても、「平成二十四年度」を「平成三十四年度」に改める。

### 現行法で支障の除去可能

平成25年3月31日(失効期限)



自治体は法の失効期限までに事業を終了させなければならない。

### 12事案実施

都道府県等名		都道府県等名	
1	香川県豊島	7	福井県敦賀市
2	青森県田子町 岩手県二戸市	8	宮城県村田町
3	山梨県須玉町(現北杜市)	9	横浜市
4	秋田県能代市	10	岐阜市
5	三重県桑名市	11	新潟市(旧新潟県巻町)
6	新潟県三和村(現上越市)	12	福岡市宮若市(旧宮若町)

- ・工法の選択の幅が制約される。
- ・周辺住民の同意の取り付けに時間をかけることが困難。
- ・期限内終了が困難と見込まれる案件の適用申請の放棄。等

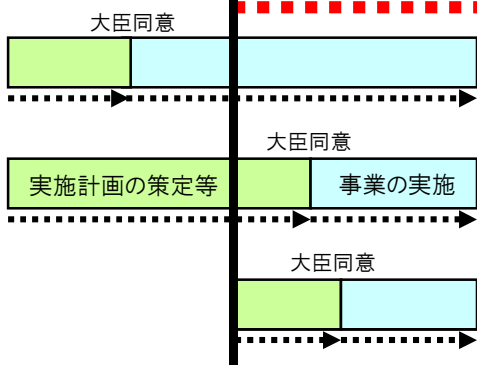
※作業が遅れたり、不完全な除去等による問題発生等により事業が期限内に終了しないおそれもある。

また、支障の除去が終わった後もモニタリングや汚水処理を自治体が継続して行う事案もある。

### 現行法での支障の除去が不可能

- ①適用事案の遅延(既存事案の経過観察も含む。)
- ②失効までに実施計画の策定(事業の実施)が終わらない案件  
 ※適用相談中の事案 2件(滋賀県、三重県)、約207万t(全体の約30%)
- ③時期不明(支障あり)の事案 34件、約49万t(平成10年5月以前)
- ④失効後の新規発見事案 等

平成25年3月31日 **10年延長でカバー** 平成35年3月31日



①失効までに除去が終わらない案件(経過観察も含む。)

②失効までに実施計画の策定が終わらない案件、③時期不明(支障あり)案件

④失効後、新たに発見された案件

➤10年延長により徹底した支障の除去を推進

➤周辺住民の安心・安全の確保

## 2. その他

### ○施行後の見直し(新規)

《改正案》施行後5年を目途として、施行状況等を勘案して検討を加え、必要な措置を講ずる。

### ○施行期日

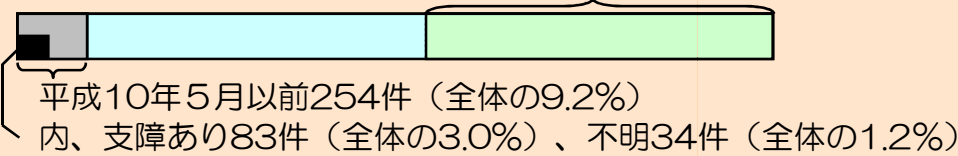
《改正案》この法律は、公布の日から施行する。

# 産廃特措法延長のポイント

## 1. 現状

### 不法投棄事案の残存状況

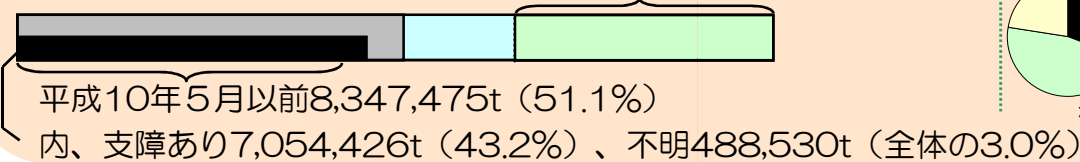
残存総件数2753件 時期不明1278件（全体の46.4%）



○時期不明の内訳

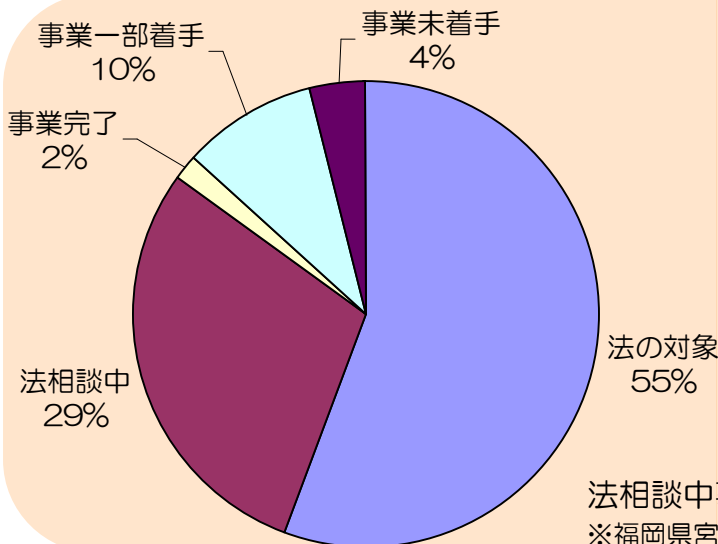
不明	あり	151件
不明	なし	959件
不明	不明	168件

残存総量16,336,859t 時期不明5,565,218t（全体の34.1%）



不明	あり	1,723,402t
不明	なし	2,586,014t
不明	不明	1,255,802t

### 平成10年5月以前で、支障等ありの事案の内訳



法対象	法相談中	事業完了
10件	2件	2件
約392万t	約207万t	約12万t

事業一部着手	事業未着手	合計
29件	40件	83件
約67万t	約27万t	約705万t

法相談中事案：滋賀県（約72万m<sup>3</sup>）、三重県（約140万t）  
※福岡県宮若事案は平成21年3月30日に環境大臣の同意がなされた。

（環境省資料より作成）

## 2. 10年間延長の必要性

(1) 法相談中事案（支障のある不法投棄全体の約30%）の支障の除去完了を見越した幅

- ① 滋賀県RD事案（全量撤去約13年、封じ込め等約3年）
- ② 三重県大矢知事案（除去方法未定）

(2) モニタリング等による封じ込め対策の推移を見守る必要性

- ① 封じ込めの場合、安定化するまでに10数年かかる。  
→ その間、異常が発生した場合は新たに支障を除去する必要がある。
- ② モニタリング等の費用は年間数千万～1億円程度かかる。  
→ 自治体への財政的な支援を配慮

(3) その他

- ① 必要な支障除去事業を行うに当たって法適用期限が制約とならないよう配慮、② 住民の納得と合意を得られるようある程度の幅のある期間を確保、③ 産廃特措法の既適用事案の進捗遅延
- ④ 既存事案の新規申請、⑤ 新規事案の発見（時期不明も含む。）

産廃特措法に基づき実施計画に環境大臣が同意した事案の進ちょく状況等(各県等からの聞き取り調査による。)

平成21年4月8日

同意時期	都道府県等名	投棄量	支障除去等の方法	大臣同意時点での支援対象額及び同意額	実施期間	進ちょく状況	予算状況	除去後の状況等	
三位一体の改革前 (2分の1、3分の1の補助金)	1	香川県豊島	約56万m3 (汚染土壌等を含む)	全量撤去	約233億円	平成15年～平成24年度	約66万8千トンのうち、28万5千トン撤去(約43.7%) 約10%の遅れ	約56億円増加(見込)	高度排水処理施設の維持管理経費として、年間数千円かかる可能性がある。
	2	青森県田子町 岩手県二戸市	約91.8万m3	全量撤去	約655億円	平成15年～平成24年度	〔青森〕約100万トンのうち、27万6千トン(約27.6%)撤去 〔岩手〕約25万7千トンのうち16万トン撤去	増加無し(見込)	〔青森〕水処理施設の維持管理費として年間約1億円 〔岩手〕特になし
	3	山梨県須玉町 (現北杜市)	約13万m3	法面整形 遮水シート 雨水排水工	約2.4億円	平成16年度～平成17年度 (平成18年3月28日完了)	完了	0.5億円減	県の調査機関、職員による現場側の河川の水質調査、現場の視察。
	4	秋田県能代市	約101万m3 (処分場の埋立量) (内許可容量超過は約18万m3)	遮水壁 キャッピング 地下水揚水処理	約26億円	平成16年度～平成24年度	大規模事業終了。 汚水の処理、有害物質除去、維持管理中	増加無し(見込)	平成10年事業者が破産し、県が水処理設備1基整備。 特措法以降は、改修・改良行為を行っている。
	5	三重県桑名市	約3万m3	遮水壁(設置済み) 地下水揚水処理	約2.9億円	平成16年度～平成19年度 (平成20年3月31日完了)	完了	増加無し	水処理施設の維持管理費として年間約5千万円
	6	新潟県三和村 (現上越市)	木くず:約1.4万m3 燃え殻:約4.6千t	木くず:一部撤去・整形 燃え殻:全量撤去	約1.6億円	平成17年度～平成17年度 (平成18年3月31日完了)	完了	増加無し	特になし
	7	福井県敦賀市	約119万m3 (処分場の埋立量) (内産廃約84万m3、一廃約35万m3)	鉛直遮水工+ドレーントンネル 地下水揚水処理 キャッピング+雨水排水工	約71億円	平成17年度～平成24年度	工事進ちょく率約10～20%	増加無し(見込)	水処理施設の維持管理費として年間約1億円
三位一体の改革後 (税源移譲のため、地方債の特例措置で対応)	8	宮城県村田町	約103万m3 (処分場の埋立量) (内許可容量超過は約67万m3)	下流遮水壁+透過性反応浄化壁 場内整形+雨水排水工 多機能性覆土	約30億円	平成18年度～平成24年度	ほぼ完了	増加無し(見込)	地下の汚染水のモニタリングを行い、汚染水が拡張しているようだと、必要に応じて防止対策を行う。
	9	横浜市	約91万m3 (処分場の埋立量) (内許可容量超過は約17万m3)	場内地下水汚水の揚水 場内整形+場内覆土 擁壁の設置	約42億円	平成19年度～平成24年度	昨年度工事開始	増加の可能性あり	水処理の維持管理費が必要
	10	岐阜市	約75.3万m3 (土砂含約125万m3)	注水消火+散水掘削を組合せ 止水壁を設置し集水・水処理施設で汚水を除去 掘削により急峻な法面整形及び場内整形	約100億円	平成19年度～平成24年度	事業者による自主撤去中 代執行準備行為段階	増加無し(見込)	現場は保安林で、岐阜県が復旧管理にあたる予定。
	11	新潟市 (旧新潟県巻町)	約2.6万m3	特別管理廃棄物等は場外搬出後処分 法面を安定勾配に整形 除去した燃え殻等は場外処分	約3億円	平成20年度～平成21年度	運搬処理60%完了。 崩落可能性箇所の整形40%完了。 全体では約50%完了。	増加無し(見込)	新潟市が管理。市職員によって、敷地内への侵入防止や見回り等を行う。
	12	福岡県宮若市 (旧若宮町)	約3.3千m3 (掘削して処理する汚染土壌等約2.7千m3を含む。)	鉛直地中壁、覆土及び雨水排水路、 地下水揚水処理 廃油、汚染土壌等は場外処分	約11.7億円	平成21年度～平成24年度	今年度工事開始 水処理も含めて平成24年度までに完了予定		指定地域に指定
計				約1,179億円					

「支援対象額」は、実施計画に同意した時点の金額である。

(環境省資料及び電話による聞き取り調査に基づき作成)

産廃特措法に関する各自治体（産廃特措法の適用対象となった自治体）担当者の意見について（未定稿）

平成 21 年 3 月

		延長の必要性	理 由	問題点・改善点
1	香川県		現在、香川県では H.7 の公害等調整委員会の調査結果と、これまでの処理実績をもとに推計した残存量に基づき、平成 24 年度末までの処理計画を策定し、期限内の処理を目指して実施しているが、今後、廃棄物等の性状や推計している全体量が変動する可能性もある。また、今後 4 年間という長い期間において、想定していない事態が発生するおそれもあり、処理期間が延びることも考えられる。	
2	青森県		特措法が適用を予定する不適正処分（不法投棄）事案は全国的な広がりを見せていることから、生活環境の保全上の支障を確実に取り除くため、国等による財政支援制度は維持すべきである。	
	岩手県	×	環境大臣の同意を得た実施計画どおりの予算が確保されれば、期限内に事業が終了する見込みであるため。	
3	山梨県		大規模な不法投棄は、平成 10 年 6 月以前に行われたものが多く、現在でもいくつかの大規模事案が全国各地で発覚している。	
4	秋田県		適用期限をもって環境汚染が解決するものではないと思われるため。	当県の場合、廃棄物を処分場から全量撤去したのではなく、汚染浄化処理を現場内処理していることから、適用期限が満了しても維持管理の継続が見込まれる。
5	三重県		大臣同意を得た事業に関しては目的を達成したものの、地域住民の将来にわたる安全の確保のためには、新たな事業計画に基づく対策が必要となっている。県民の安全で安心な暮らしを確保するための対策は、平成 25 年度以降も対策を継続することから、その事業費の財政的支援が必要となっている。	大臣同意の事務が期間を要する。また、変更同意は、財源、期間に制限があり困難。対策の主流となっているオンサイト処理では短期間で安全を確保する技術が確立されておらず、平成 25 年度以降の対策に要する経費に支援を得ることはできない。同意を得る暇が無い緊急対策事業は、支援が得られない。
			【コメント】 オンサイトで水処理により有害物質等を除去する工法を採用しましたが、当該工法は短期間に有害物質等を安心が確保できるレベルまで除去することは困難であり、平成 24 年度末までには終了しません。また、技術的に確立されていない工法を選択した場合、補完する工法の採用は、本来、変更同意として認められるべきであるにも関わらず、認められることは非常に困難です。国民の健康の保護と生活環境の保全の確保という法の趣旨に基づき、都道府県の実施する事業を財政的に十分支援する柔軟な法の運用をお願いしたい。	
6	新潟県		事案によっては、平成 10 年 6 月以前の不法投棄も新たに発見される可能性もある。	
7	福井県		産業廃棄物の不法投棄事案等においては、生活環境保全上の支障の除去等の対策に相当の期間を要するとともに、財政的な負担も大きいことから、法律に基づく国の支援が必要と考える。	
8	宮城県		事業費の財源として起債ができ、かつ、国からの財政的支援（交付税措置）が受けられるため。	
9	横浜市		本事業においては、対策工事は平成 23 年度に終了するが、その効果が現れ特定支障の除去の確認が出来るのが 24 年度末となっていることから、期間的に非常に厳しいものがあり、万が一、効果及び除去の確認が遅れることも想定すると、期間延長の必要性については、あるものと考えている。	現行の産廃特措法においては、その事業の終了が平成 24 年度末となっているが、本事案においては対策工実施後の地下水汚染の拡散防止（特定支障の除去）の確認を持って終了となっている。しかしながら、他の特措法事業と同じく前例のない事業であり、万が一効果が事業期間まで現れない状況もあるものとする。そこで、特措法事業期間までに対策工を実施し、その効果が確認できる場合においては、期限内に目標とする基準に達成出来ない場合についても「特措法事業」としての扱うべきであるものとする。平成 24 年度末の期限以降の事業費については、その時点での審査を行うなどして、国と自治体との負担割合を決定すべきではないかと考える。
10	岐阜市		本事案の支障除去等事業実施計画では、対策事業の完了が産廃特措法の期限と同じ平成 24 年度末となっていることから、不測の事態が生じた場合は、この期限までに完了できないおそれがあるため。	現在は事業費の約 45% を地方交付税で措置することになっているが、現場に埋設された廃棄物が全国各地から持ち込まれていることから、事業を実施する自治体の負担をさらに軽減していただく制度を要望する。
11	新潟市		全国的に多くの事案が潜在しているものと考えられるから。	審査の簡素化
12	福岡県		現在、大臣同意協議中であり、当初の予定工期から遅延し、特措法期限内の実施完了が逼迫してきている。	なし

1. 「延長の必要性」については、単純に現行法の延長の必要性について県・市の廃棄物関係課に問い合わせたものである。

2. 福岡県宮若事案は平成 21 年 3 月 30 日に大臣同意がなされた。